

医療施設等設備整備費補助金概要（令和5年度）

事業区分	補助事業者				国補助率	都道府県負担率	種目	1か所当たり基準額	対象経費
	独法	公立	公的	民間					
(1) へき地診療所設備整備事業	○	○	○	○	1/2（沖縄県は3/4）	1/2	医療機器整備費	1か所当たり 16,500千円	へき地診療所として必要な医療機器購入費
(2) へき地患者輸送車（艇）整備事業	○	○	○	○	1/2	1/2	患者輸送車	（マイクロバスの場合）1台当たり 2,829千円 （ワゴン車の場合）1台当たり 1,474千円	患者輸送用マイクロバス、ワゴン車等の購入費
							患者輸送艇	1隻当たり 10,198千円	患者輸送艇購入費
							患者輸送用雪上車	1台当たり 8,543千円	患者輸送用雪上車購入費
							医師往診用小型雪上車	1台当たり 440千円	医師往診用小型雪上車購入費
(3) へき地巡回診療車（船）整備事業	○	○	○	○	1/2	1/2	巡回診療車	1台当たり 1,426千円	巡回診療用自動車及び診療車に積載する医療機械器具購入費
							巡回診療用雪上車	1台当たり 4,241千円	巡回診療用雪上車及び診療用雪上車に積載する医療機械器具購入費
							巡回診療船	1隻当たり 9,081千円（中型は24,982千円）	巡回診療用船舶建造費及び診療船に積載する医療機械器具購入費
							歯科巡回診療車	1台当たり 3,738千円	歯科巡回診療用自動車及び積載する機械器具購入費
(4) 離島歯科巡回診療用設備整備事業	×	△	×	×	1/2	-	遠隔型離島用設備	1班当たり 1,870千円	離島歯科巡回診療に必要な歯科医療器械器具購入費
							近接型離島用設備	1班当たり 1,100千円	
(5) 過疎地域等特定診療所設備整備事業	×	○	×	×	1/2	1/4	医療機器整備費	1か所当たり 16,500千円	過疎地域等特定診療所として必要な医療機器購入費
(6) 沖縄医療施設設備整備事業	×	○	×	×	3/4	-	医療機器整備費	厚生労働大臣の必要と認める額	病院として必要な医療機器の購入費
(7) 奄美群島医療施設設備整備事業	×	○	×	×	1/2	-	医療機器整備費	厚生労働大臣の必要と認める額	病院として必要な医療機器の備品購入費
(8) へき地保健指導所設備整備事業	×	○	×	×	1/3（沖縄県は1/2）	1/3	保健師用自動車	1台当たり 478千円	保健師用自動車購入費
(9) へき地医療拠点病院設備整備事業	○	○	○	○	1/2	1/2	医療機器整備費	1か所当たり 55,000千円	へき地医療拠点病院として必要な医療機器購入費
							歯科医療機器等整備費	1か所当たり 27,500千円	へき地医療拠点病院として必要な歯科医療機器等購入費
(10) 遠隔医療設備整備事業	○	○	○	○	1/2	1/2	遠隔医療設備整備費	1か所当たり、次の合計額 （遠隔病理診断） 支援側医療機関 4,598千円 依頼側医療機関 14,198千円 （遠隔画像診断及び助言） 支援側医療機関 16,390千円 依頼側医療機関 14,855千円 （在宅患者用遠隔診療装置）8,250千円	遠隔医療の実施に必要なコンピュータ及び付属機器等の購入費
(11) 臨床研修病院支援システム設備整備事業	×	×	○	○	1/2	-	情報通信機器	1か所当たり （支援側医療機関）7,857千円 （依頼側医療機関）7,857千円 （支援側、依頼側の一方が他方を含む整備をし、他方に機器を貸与する場合は15,714千円）	臨床病理検討会の適切な開催に必要な画像伝送・受信システム、テレビ会議システム及び附属機器等の購入費
(12) へき地・離島診療支援システム設備整備事業	○	○	○	○	1/2	1/2	情報通信機器	1か所当たり （支援側医療機関）7,857千円 （依頼側医療機関）7,857千円 （支援側、依頼側の一方が他方を含む整備をし、他方に機器を貸与する場合は15,714千円）	へき地・離島における診療支援に必要な画像伝送・受信システム、テレビ会議システム及び附属機器等の購入費

県内に対象となる地域無し

医療施設等設備整備費補助金概要（令和5年度）

事業区分	補助事業者				国補助率	都道府県負担率	種目	1か所当たり基準額	対象経費
	独法	公立	公的	民間					
(13) 離島等患者宿泊施設設備整備事業	○	○	○	○	1/3	1/3	初度設備費	1室当たり 233千円（8室を限度）	離島等患者宿泊施設の初度設備に必要な備品購入費
(14) 産科医療機関設備整備事業	○	○	○	○	1/2	1/2	医療機器整備費	1か所当たり 17,035千円	産科医療機関として必要な医療機器購入費
(15) 分娩取扱施設設備整備事業	○	○	○	○	1/2	1/2	医療機器整備費	1か所当たり 17,035千円	分娩取扱施設として必要な医療機器購入費
(16) ICTを活用した産科医師不足地域に対する妊産婦モニタリング支援設備整備事業	○	○	○	○	1/2	1/2	情報通信機器	1カ所当たり （支援側医療機関）20,000千円 ※周産期母子医療センター等 （依頼側医療機関）10,000千円 ※分娩施設等	ICTを活用した産科医師不足地域に対する妊産婦モニタリング支援の実施に必要なサーバー、モニタ、ディスプレイ等の購入費
(17) 死亡時画像診断システム等設備整備事業	○	○	○	○	1/2	1/2	医療機器整備費	1か所当たり 死亡時画像診断室整備の場合 37,180千円 解剖室設備の場合 53,700千円	死因究明のための解剖の実施に必要な設備及び死亡時画像診断又は死体解剖の実施に必要な医療機器購入費（解剖台、薬物検査機器、CT、MRI等）
(18) 実践的手術手技向上研修実施機関設備整備事業	○	○	○	○	1/2	1/2	医療機器等整備費	1か所当たり 71,191千円	実践的手術手技向上研修実施機関として必要な医療機器等購入費
(19) 在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業	○	○	○	○	1/2	1/2	簡易自家発電装置等整備費	1台あたり 212千円	停電時に貸し出せる簡易自家発電装置等の購入費
(20) 遠隔-ICU体制整備促進事業	○	○	○	○	1/2	1/2	情報通信機器	1か所当たり （支援側医療機関）120,000千円 （依頼側医療機関）60,000千円	遠隔-ICU体制の整備に必要なデータセンター、データシステム構築費用及び付属機器等の購入費
(21) 2023年G7サミット開催に伴う救急医療体制整備事業（受入病院の医療機器整備）	○	○	○	○	1/2	-	医療機器等整備費	厚生労働大臣の必要と認める額	要人等の救急受け入れに協力する病院として必要な医療機器等購入費

※一部省略した部分等もあるため、正確を期す場合には、実施要綱、交付要綱等による確認が必要。

※「補助事業者」欄の区分及び記号の意味は、以下のとおり。

「独法」…独立行政法人国立病院機構等の独立行政法人、国立大学法人等

「公立」…地方公共団体、地方独立行政法人

「公的」…日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会

「民間」…上記以外の者

○…（間接）補助事業者となり得る

△…（間接）一部補助事業者となり得る

×…（間接）補助事業者となり得ない

※「都道府県負担率」欄は、間接補助に係る都道府県の最大の負担率（持ち出しとなる率）である。「-」は間接補助となる場合がないことを示している。